

2023年6月6日
(電子提供措置の開始日) 2023年5月31日

株主各位

大阪市西淀川区御幣島六丁目7番5号
(本社事務所 大阪市西淀川区竹島四丁目7番32号)

株式会社ササクラ

取締役社長 笹倉慎太郎

第76期定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第76期定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第76期定期株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.sasakura.co.jp/ir/release>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2023年6月21日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

敬具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2023年6月22日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市西淀川区竹島四丁目7番32号
株式会社ササクラ 本社7階 役員会議室
<u>※昨年と株主総会会場が異なっておりますので、ご注意ください。</u>
詳細は末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。 |

- | | |
|---------|--|
| 3. 目的事項 | 1. 第76期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 報告事項 | 2. 第76期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |

決議事項

- 第1号議案
第2号議案
第3号議案

定款一部変更の件
取締役6名選任の件
監査役2名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- 『事業報告の以下の事項』
- ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
- (2) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場にご持参くださいま
すようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいてその旨、修正前
および修正後の事項を掲載させていただきます。

事 業 報 告

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（以下、「当期」という）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に関する社会経済活動の制限が徐々に緩和され、景気は緩やかに持ち直しの動きが見られました。しかしながら、世界的な金融不安の高まり、インフレによる原材料・エネルギー価格の上昇などにより、先行きは依然として不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況の中、当社グループは、2019年度を初年度とする中期経営計画に基づき、業務の改革と生産性向上を通じて、お客様の期待に応える企業を目指してまいりました。その結果、当期における受注高は、123億76百万円（前期比8.3%増）、売上高は107億88百万円（同5.9%増）、受注残高は149億69百万円（同12.1%増）となりました。

損益面につきましては、原材料価格の上昇により採算悪化が見込まれる案件に対して受注損失引当金3億円を計上したことから、営業利益は3億86百万円（同30.0%減）、営業利益率は3.6%となり、中期経営計画の経営目標として掲げていた営業利益率5.0%は未達となってしまいました。経常利益は、営業外収益として為替差益を1億54百万円計上したことにより5億98百万円（同17.6%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は2億93百万円（同47.2%減）となりました。

各事業の状況につきましては、次のとおりです。

【船舶用機器事業】世界的な貿易量の増加により海運市況が好転し、世界の新造船受注量が増加に転じた影響と同時に円安の影響を受けたことから海外案件が確保できたことで、受注高は26億29百万円（同13.0%増）となり、売上高は22億68百万円（同8.9%増）、営業利益は2億97百万円（同125.8%増）、受注残高は16億73百万円（同27.5%増）となりました。

【陸上用機器事業】都市ごみ焼却プラント市場の受注が堅調に推移していることから受注高は31億34百万円（同28.2%増）となり、売上高は24億91百万円（同2.5%増）となりました。営業損益は、原材料価格の高騰により採算悪化が見込まれる案件に対して受注損失引当金を計上したことにより2億45百万円の損失（前期は48百万円の利益）、受注残高は46億62百万円（前期比16.0%増）となりました。

【水処理装置事業】蒸発濃縮装置の一部に受注決定の遅れが生じたことから、受注高は38億75百万円（同2.1%減）となりました。一方、中東における海水淡水化装置のリハビリ（機能回復・延命）工事や中国・台湾半導体市場における材料メーカー向け蒸発濃縮装置の需要が増加したことから、売上高は36億13百万円（同19.8%増）となり、営業利益は1億71百万円（前期は81百万円の損失）、受注残高は64億42百万円（前期比4.8%増）となりました。

【消音冷熱装置事業】データセンター向けや都市ごみ焼却プラント向け騒音防止装置の受注が堅調に推移し、受注高は27億22百万円（同1.3%増）となりました。売上高は当期における売上対象案件が少なかったことから24億円（同9.1%減）、営業利益は1億52百万円（同65.6%減）、受注残高は21億91百万円（同17.2%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期における設備投資の総額は163百万円（リース資産除く）で、その主な内容は、既存設備の改修、更新等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題とその方策

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法の分類が5類と緩和されたことを受け、社会経済活動が平時に戻り、景気の持ち直しが期待されます。一方、ウクライナ情勢の長期化や急激な円安が資源価格・原材料価格等の上昇に拍車をかけ、また、金融不安の高まりなど、引き続き国内経済や国民生活の改善に影響を及ぼし、先行き不透明な状態が継続するものと予想されます。

当社グループといたしましては、「水を造り、熱を活かし、音を究め、よりよい環境をつくる」という当社の企業テーマを堅持し、環境保全・改善を目的とした製品販売を通じて社会の進歩に貢献することにより、先行き不透明な状況下におきましても持続可能な、変化に柔軟に対応できる強靭な組織を目指します。

そのため、カーボンニュートラルとIoT社会への変貌を見据え、2023年4月からは、3カ年計画として新中期経営計画「Foundation for Resilience-30/FR-30」をスタートさせました。その実現のために、同計画においては、設計、調達、製造にかかる次世代情報基盤の構築を目指す事業の効率化、IoTを活用した客先支援システムの開発や液体水素バルブの販売などを通じた事業の拡大、働き方改革や広報の強化などを通じたサステナビリティの強化の3つの重点施策を掲げております。同期間の企業目標を「業務の変革により効率化を実現させ、ステークホルダーの期待に応える企業」とし、システムに対する投資が利益を圧迫する本期間においても営業利益率5%以上とすることを目標としております。

株主、ステークホルダーの皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

項目	期別	2019年度 第73期	2020年度 第74期	2021年度 第75期	2022年度 第76期 (当期)
受注高		11,424	10,921	11,429	12,376
売上高		11,796	11,931	10,182	10,788
親会社株主に帰属する当期純利益		94	576	555	293
1株当たり当期純利益		30円97銭	188円04銭	181円46銭	95円82銭
総資産		29,635	28,634	30,112	30,848
純資産		20,864	21,123	22,241	22,969

(6) 重要な親会社および子会社の状況（2023年3月31日現在）

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社笹興で、親会社は当社の株式を3,062千株（出資比率100.00%）保有しています。また、当社の代表取締役社長の笹倉敏彦が親会社の代表取締役社長を、当社の代表取締役副社長の笹倉慎太郎が親会社の取締役を兼務しております。当社の一部の損害保険契約等の代理店業務を親会社が行っています。なお、当社は親会社に対して、取引金額5,104百万円の債務保証を行っています。親会社の金融機関からの借入金に対して保証したものであり、保証料は受領していません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 笹倉サービスセンター	250百万円	100.0%	船舶用海水淡水化装置などの製造販売
株式会社 ササクラ・エーイー	20百万円	100.0%	騒音防止機器および空調機器の設計、製造、販売および施工
P. T. SASAKURA INDONESIA	62,937百万 インドネシアルピア	93.3%	海水淡水化装置、熱交換器、タンクなどの製造販売
SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY	2百万 サウジアラビアリアル	100.0%	海水淡水化装置の販売、機能回復・延命工事の施工
台灣篠倉貿易股份有限公司	40百万台湾ドル	90.0%	蒸発濃縮装置および関連機器の販売
上海ササクラ環保科技有限公司	8百万人民元	100.0%	蒸発濃縮装置および関連機器の販売

- (注)1. 上海ササクラ環保科技有限公司の株式は、台灣篠倉貿易股份有限公司を通じての間接所有となっています。
2. 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

下記製品の製造および販売等を主要な事業内容としています。

部 門	区 分	主要な製品および事業
船 舶 用 機 器		船舶用海水淡水化装置、熱交換器、汚水処理装置、油水分離器、LNG船用超低温バタフライ弁等
陸 上 用 機 器		空冷式熱交換器、超低温バタフライ弁、ヒートパイプ式冷却ロール等
水 处 理 装 置		蒸発濃縮装置、陸上用海水淡水化装置、逆浸透水処理装置等
消 音 冷 热 装 置		騒音防止装置、放射空調システム等
そ の 他		駐車場経営等

(8) 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社	大阪市西淀川区竹島四丁目7番32号 (登記上の本店所在地 大阪市西淀川区御幣島六丁目7番5号)
東 京 支 社	東京都中央区
竹 島 工 場	大阪市西淀川区
歌 島 工 場	大阪市西淀川区
小 野 田 工 場	山口県山陽小野田市

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社 笹倉サービスセンター	大阪市西淀川区
株式会社 ササクラ・エーイー	大阪市西淀川区
P. T. SASAKURA INDONESIA	インドネシア共和国
SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY	サウジアラビア王国
台灣 篠倉貿易股份有限公司	台湾
上海ササクラ環保科技有限公司	中華人民共和国

(9) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
477名	4名増

(注) 従業員数には、取締役、監査役、執行役員、顧問、臨時従業員（期間契約社員）は含まれていません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年2月7日付けで株式会社東京証券取引所（スタンダード市場）の株式上場を廃止いたしました。

当社は、2022年11月10日開催の取締役会にてマネジメント・バイアウトの一環として行われる当社の親会社である株式会社笹興（以下、「笹興」という。）による当社の発行済み普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」という。）に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付への応募を推奨する旨を決議いたしました。笹興は2022年11月11日から同年12月26日までの間に本公開買付けを行い、2023年1月4日をもって当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至ったことから本公開買付けが成立し、あわせて笹興は会社法に定める当社の特別支配株主となりました。笹興は、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主全員（ただし、笹興および当社を除く。）に対しその所有する当社株式の全部を笹興に売り渡すことを当社に請求（以下、「本株式売渡請求」という。）し、当社の取締役会は2023年1月10日付けで本株式売渡請求を承認する決議を行いました。当社が本株式売渡請求を承認したことにより、当社株式は株式会社東京証券取引所が定める上場廃止基準に該当することとなり、2023年2月7日付けをもって正式に上場廃止となりました。

- (12) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- (13) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (14) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (15) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 13,531,400株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 3,113,800株 |
| (うち、自己株式の数 | 51,079株) |
| (3) 株主数 | 2名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 鈴 興	3,062 千株	100.00 %

- (注)1. 当社は、自己株式を保有していますが、上記大株主からは除外しています。
2. 上記表中の持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を除いた数に基づき、算出しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役	1,515株	4名

(注) 社外取締役には株式報酬は交付していません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	笹倉 敏彦		株式会社笹興 代表取締役社長 台灣篠倉貿易股份有限公司 董事長兼会長 上海ササクラ環保科技有限公司 董事兼副会長 SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY 取締役会長 株式会社エスケイホールディングス 代表取締役社長
代表取締役副社長	笹倉 慎太郎		株式会社笹興 取締役 株式会社笹倉サービスセンター 取締役 株式会社ササクラ・エーイー 取締役 P. T. SASAKURA INDONESIA 監査役 台灣篠倉貿易股份有限公司 監事 上海ササクラ環保科技有限公司 監事 株式会社エスケイホールディングス 取締役
常務取締役	塩見 裕	研究開発部管掌	株式会社笹倉サービスセンター 取締役 P. T. SASAKURA INDONESIA 取締役
取締役	吉居 泰敏		株式会社ササクラ・エーイー 代表取締役社長
取締役	藤澤 武史		関西学院大学商学部 教授
取締役	三宅 孝典		関西大学環境都市工学部 教授
常勤監査役	宮下 博之		
監査役	川村 真文		弁護士 シンプラル法律事務所 代表
監査役	山田 和民		公認会計士、税理士 山田和民公認会計士税理士事務所 代表 和健工業株式会社 代表取締役社長

- (注)1. 取締役藤澤武史および三宅孝典は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに準じた独立役員です。
 2. 監査役川村真文および山田和民は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに準じた独立役員です。
 3. 監査役山田和民は、公認会計士ならびに税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知識を有するものです。

当事業年度末日後の取締役の異動

2023年4月1日をもって、代表取締役社長の笹倉敏彦は代表取締役会長に、代表取締役副社長の笹倉慎太郎は代表取締役社長にそれぞれ就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき、非業務執行取締役および監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1百万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で2022年6月以降の取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しています。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されないなどの免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料の負担割合は、概ね会社が9割、被保険者が1割負担としています。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という）を定めており、その概要は次のとおりです。

取締役の報酬等は、基本報酬、株式報酬、賞与で構成されています。

基本報酬は、業績連動報酬を採用しない月例固定報酬とします。その算出は、常勤・非常勤別、経験、会社への貢献度合をもとに、また業界の標準報酬額等を参考に役位別基本報酬額を設定し、加えて過年度ならびに現在進行期の会社業績や経営内容、経済情勢等を総合的に勘案して行います。業績低迷の場合は、取締役会の承認決議を得て、期初もしくは期中において一時的に各取締役の基本報酬の一部カットを実施する場合があります。

非金銭報酬等の株式報酬は、譲渡制限付株式報酬とし、対象者は社外取締役を除く取締役としています。報酬枠の条件は年額50百万円以内、株式総数は当社普通株式年20,000株以内と株主総会で決議しました。また、配分方法は、対象取締役の年間基本報酬額に対し、5%を基準に0から10%相当の範囲内で株式付与することとしており、具体的な支給時期および配分は取締役会にて決定します。

業績連動報酬等の賞与は、株主総会での承認決議を必要としますが、賞与の支給を行う場合は原則7月としています。業績連動報酬に係る業績指標は、企業の収益力や企業価値を評価する基準として、当事業年度の営業利益、経常利益、当期純利益を採用し、株主配当、従業員賞与基準、役員賞与支給実績などを総合的に勘案して立案いたします。立案した賞与支給総額および役員個々の評価配分額の決定は、取締役会の承認決議をもって行います。

決定方針の決定方法は、これまでに採用してきた方針に基づいて、第三者意見を参考に総務部が立案し、2021年2月10日開催の取締役会で決定しました。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、取締役会より委任を受けた代表取締役社長より説明を受け、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しています。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2011年6月29日開催の第64期定時株主総会にて、年額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）と決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の第72期定時株主総会にて、株式報酬の額は年額50百万円以内、株式総数は当社普通株式年20,000株以内（社外取締役を除く）と決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。

監査役の金銭報酬の額は、2011年6月29日開催の第64期定時株主総会にて、年額80百万円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

2021年2月10日開催の取締役会にて代表取締役社長の笹倉敏彦に、取締役の個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬額の決定と賞与支給時における賞与支給総額および役員個々の評価配分額の原案決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の職務執行評価を行うには代表取締役社長が最も適任であると判断したためです。

④ 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬 (固定報酬)	非金銭報酬等 (株式報酬)	業績連動報酬等 (賞与)	
取締役	85	81	3	—	6
(うち社外取締役)	(6)	(6)	(—)	(—)	(2)
監査役	19	19	—	—	3
(うち社外監査役)	(6)	(6)	(—)	(—)	(2)
合計	104	100	3	—	9

- (注)1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まれていません。
2. 非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しています。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

当社の企業価値の持続的向上を図るため、取締役の業績向上に対する意欲と成果に報いるために、株主総会の承認決議を得て、業績連動報酬等の賞与を原則7月に支給することができます。また、業績連動報酬に係る業績指数は、企業の収益力や企業価値を評価する基準として、当該事業年度における当社の営業利益、経常利益、当期純利益を採用しています。

⑥ 非金銭報酬等の内容

社外取締役を除く取締役に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を進めることを目的として株式報酬を交付しています。当該株式報酬の交付状況は前述の「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 藤澤武史

1) 重要な兼職先と当社との関係

関西学院大学商学部教授であり、同大学と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

2) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関する主な活動状況

社外取締役である藤澤武史には、関西学院大学商学部教授ならびに商学博士として、マーケティング分野における専門的な知識と豊富な経験を活かし、学術的見地と独立した客観的な立場から、当社の取締役会をはじめとする重要会議において提言を行い、議論の質の向上に努め、適正な意思決定や監督機能等の役割を期待しています。

藤澤武史は、当事業年度に開催した取締役会（10回）の全てに出席し、主に当社製品の受注活動にともなう市場環境や市場動向等について適時質問や提言を行いました。また、当社研究開発報告会に出席し、研究開発製品に対して積極的に質問を行うなど、議論の質の向上や監督機能等の役割に貢献しました。さらに、前述の「1. 企業集団の現況に関する事項」の「(11)その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載のある公開買付け等に関して、独立した特別委員会の委員として、本公開買付け等の実施の決定が当社少数株主に対して不利益なものとならないかなど、十分な協議、検討、意思決定等を行いました。

② 取締役 三宅孝典

1) 重要な兼職先と当社との関係

関西大学環境都市工学部教授であり、同大学と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

2) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関する主な活動状況

社外取締役である三宅孝典には、関西大学環境都市工学部教授ならびに工学博士として、また、一般企業の研究員として勤務した経験から、技術的分野における専門的知識と豊富な経験を活かし、学術的見地と独立した客観的な立場から、当社の取締役会をはじめとする重要会議において提言を行い、議論の質の向上に努め、適正な意思決定や監督機能等の役割を期待しています。

三宅孝典は、当事業年度に開催した取締役会10回のうち9回に出席し、主に当社製品の技術的課題に対して、適宜質問や提言を行いました。また、当社研究開発報告会に出席し、研究開発製品に対して積極的に質問を行うなど、議論の質の向上や監督機能等の役割に貢献しました。さらに、前述の「1. 企業集団の現況に関する事項」の「(11)その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載のある公開買付け等に関して、独立した特別委員

会の委員として、本公開買付け等の実施の決定が当社少数株主に対して不利益なものとならないかなど、十分な協議、検討、意思決定等を行いました。

③ 監査役 川村真文

1) 重要な兼職先と当社との関係

シンプラル法律事務所代表であり、同事務所と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度に開催した取締役会（10回）の全てに出席し、主に法務的な見地から決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、社外の独立した立場から必要に応じて意見を述べています。

(イ) 監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度に開催した監査役会（8回）の全てに出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、社外の独立した立場から必要に応じて意見を述べています。

(ウ) その他の主な活動状況

前述の「1.企業集団の現況に関する事項」の「(11)その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載のある公開買付け等に関して、独立した特別委員会の委員として、本公開買付け等の実施の決定が当社少数株主に対して不利益なものとならないかなど、十分な協議、検討、意思決定等を行いました。

④ 監査役 山田和民

1) 重要な兼職先と当社との関係

山田和民公認会計士税理士事務所代表であり、同事務所と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。また、和健工業株式会社代表取締役社長であり、同社と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度に開催した取締役会（10回）の全てに出席し、主に税務または財務的な見地から決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、社外の独立した立場から必要に応じて意見を述べています。

(イ) 監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度に開催した監査役会（8回）の全てに出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、社外の独立した立場から必要に応じて意見を述べています。

(ウ) その他の主な活動状況

前述の「1.企業集団の現況に関する事項」の「(11)その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載のある公開買付け等に関して、独立した特別委員会の委員として、本公開買付け等の実施の決定が当社少数株主に対して不利益なものとならないかなど、十分な協議、検討、意思決定等を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	22百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一百万円
合 計	22百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

22百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく会計監査人としての監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計金額を記載しています。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当該事業年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額の見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(3) 子会社の監査の状況

当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、公認会計士法および監査基準に照らして会計監査人に適格性または信頼性等において問題があると判断したときは、監査役の過半数をもって会計監査人を再任せず、他の適切な会計監査人候補者を選定し、その選任および不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議するよう取締役会に請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が解任の旨およびその理由を報告します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき、会計監査人との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金30百万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会が、繰り返しその精神を役員（執行役員を含む。以下同様）および使用人に伝えることにより、法令および定款遵守が、あらゆる企業活動の基本であることを徹底するとともに、内部統制委員会が中心となり、対象となる法令、関係する部署、監視方法等について整備し、継続して改善に努めています。

(2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る主たる情報は文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という）に記録し、所管部署が文書管理規程に定める保存期間、管理の要領に従って保管・管理しています。当該文書等の機密保持に留意するとともに、取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる体制になっています。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社ならびに当社の企業集団を取り巻く主要なリスクについては、職務決裁権限規程、内部情報管理規程、経理規程、品質管理規程、PL管理規程、売上債権管理規程、発注先与信管理規程、情報システム管理規程等により定められた手続きに基づき、所管部署がリスク管理を行っています。監査部門は内部監査規程等に基づいて、リスク管理の実施状況をモニタリングし、リスク管理の徹底を図っています。また、災害等の危機発生時においては、危機管理マニュアルに基づいて適切に対応することになっています。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度、業務分掌規程、職務決裁権限規程、予算管理規程等により、取締役および執行役員の職務権限を明確に定め、中期経営計画および年度総合予算を実現するために、事業年度ごとに取締役会において各部門の数値目標を定め、執行役員はその目標に向かって効率的な達成の方法を定めて実行しています。また定例取締役会において、必要に応じて執行役員に進捗状況を報告させ、取締役会はそれをレビューし、必要に応じて改善を行っています。さらに内部統制委員会により業務の有効性と効率性に関する内部監査システムを構築する等、会社の組織機構、委員会の設置等についても常に情勢を勘案し、必要に応じて改廃を行っています。これらにより目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築しています。

(5) **当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程等に基づいて、当社の取締役、執行役員および使用人を子会社に取締役、監査役として派遣して企業集団としての業務の適正を確保しています。さらに子会社との適正な関係を維持することに努めるとともに、子会社においてもその特性に応じた内部統制システムを構築しています。

① **子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社は、子会社の役員の職務の執行に関して必要と認める事項について、関係会社管理規程に基づいて、子会社の経営責任者から申告を受け、当社の取締役会の審査・承認を得る体制を構築しています。

② **子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社の子会社の業務執行ならびにリスク管理については、それぞれの子会社の関連する社内規程ならびに当社の関係会社管理規程、内部通報規程に基づき報告され、必要に応じて当社の取締役会の審査・承認を得る体制を構築しています。また、子会社に対する会計監査または業務監査は、子会社および当社の監査役、ならびに当社の会計監査人が行っています。

③ **子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

子会社が安定した企業経営を目指し、効率的に会社の経営目標を達成できるよう、当社は関係会社管理規程に基づいて、管理、指導を行う体制を構築しています。

④ **子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制**

子会社が当社の経営理念に基づく経営方針を尊重し、法令および定款を遵守することで、安定した企業経営を目指すよう、当社は関係会社管理規程に基づいて管理、指導しています。また、子会社は、その特性に応じた内部統制システムを通じて、職務の執行が法令および定款に適合する体制を構築しています。

(6) **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の職務を補助する組織を監査室とし、監査室員は監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関しては取締役の指揮命令は受けないものとしています。監査室に関する人事・組織の変更については、事前に監査役と意見交換し、監査役の意見を尊重することになっています。さらに、監査室員の監査の実効性を高め、監査職務を円滑に執行できる体制を整備するよう、監査役は当社の取締役または取締役会に要請できる体制となっています。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役、執行役員または使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社および当社の企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況およびその内容等をすみやかに報告するものとしています。報告の主要項目および方法（報告者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定しています。

② 子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

内部通報規程に基づき、当社およびその子会社からなる企業集団において、役員および使用人が、他の役員または使用人のコンプライアンスに反する行為を知ったときは、速やかに当社の取締役会が当社の取締役、監査役および内部統制委員会委員の中から指定した通報従事者（社外取締役、社外監査役は通報従事者に指定）に通報することができる体制となっています。

③ 前号で報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の内部通報規程に基づき、前号に記載した当社およびその子会社からなる企業集団の役員および使用人、さらには取引先等の社外関係者から通報を受けた場合でも、外部通報者が所属する会社または団体およびその通報者に対しても不利な取扱いをしてはならないものと定めています。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針

監査役監査規程に基づき、監査役会は職務の執行に必要と認める費用について、あらかじめ予算を当社に提示し、監査役は緊急または臨時に支出した費用について、当社から前払いまたは償還を受けることができる方針となっています。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査規程に基づき、監査役会と当社の代表取締役社長および各取締役との間において定期的な意見交換会を開催し、監査役の実効性向上に資する体制となっています。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務の執行について

当事業年度において取締役会を10回開催し、法令規則の改正や社会情勢などを勘案し、必要に応じて職務決裁権限規程ほか関連規程の制定または改定を行っています。また、取締役が法令の遵守、定款ならびに経営理念に添って行動するよう徹底しています。

② 監査役の職務の執行について

社外監査役を含む監査役は、監査役会に定めた監査計画に基づき、監査を実施しており、各監査役と取締役との面談を原則年2回実施しています。また、取締役会への出席、代表取締役、会計監査人ならびに監査室との間で適宜情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しています。なお、当事業年度において監査役会を8回開催しており、監査役が職務執行上において必要な費用は、当社が負担しています。

③ 内部監査の実施について

監査室は、監査計画に基づき、内部監査を実施し、取締役会に報告書を提出しています。

④ 財務報告に係る内部統制について

監査室は、監査計画に基づき、内部統制評価を実施し、評価結果を取締役会および監査役会に報告しています。

7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況について

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、コンプライアンスの観点から、毅然とした態度で組織的に対応することで、取引関係を含めた一切の関係を遮断し、あらゆる要求を排除します。

対応統括部署を総務部とし、不当要求への対応、不当要求情報の収集・管理等の業務を行うほか、各事業部からの相談に応じるとともに、警察当局や顧問弁護士と連絡を密にし、従業員への徹底を図ることで、社会正義の確保に努めています。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	24,456	流動負債	5,998
現金及び預金	11,284	支払手形及び買掛金	1,209
受取手形、売掛金及び契約資産	7,186	リース債務	28
有価証券	100	未払費用	182
製品	28	未払法人税等	211
仕掛品	4,964	前受金	2,881
原材料及び貯蔵品	633	賞与引当金	262
前渡金	61	役員賞与引当金	6
前払費用	52	工事補償等引当金	244
その他の金	160	受注損失引当金	402
貸倒引当金	△14	その他の	567
固 定 資 産		固 定 負 債	
有形固定資産	6,391	リース債務	1,880
建物及び構築物	3,537	繰延税金負債	69
機械装置及び運搬具	1,457	退職給付に係る負債	258
工具、器具及び備品	213	役員退職慰労引当金	1,347
土地	26	長期未払金	85
リース資産	1,746	資産除去債務	107
建設仮勘定	90		12
	3		
		負債合計	7,879
無形固定資産		純資産の部	
リース資産	91	株主資本	21,341
その他の	24	資本剰余金	2,220
	67	資本剰余金	1,408
		自己株式	17,867
			△154
投資その他の資産		その他の包括利益累計額	1,562
投資有価証券	2,762	その他有価証券評価差額金	1,050
長期前払費用	2,514	繰延ヘッジ損益	△5
繰延税金資産	12	為替換算調整勘定	510
その他の	189	退職給付に係る調整累計額	8
貸倒引当金	68		
	△21		
		非支配株主持分	65
		純資産合計	22,969
資 産 合 計	30,848	負債純資産合計	30,848

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

連結損益計算書

(2022年4月1日から
(2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	10,788
売 上 原 価	7,741
売 上 総 利 益	3,047
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,660
営 業 利 益	386
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4
受 取 配 当 金	59
為 替 差 益	154
そ の 他	14
営 業 外 費 用	232
支 払 利 息	19
そ の 他	1
經 常 利 益	598
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	2
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	595
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	356
法 人 税 等 調 整 額	△61
当 期 純 利 益	295
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	300
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	6
	293

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,220	1,409	17,696	△159	21,166
当期変動額					
剰余金の配当			△122		△122
親会社株主に帰属する当期純利益			293		293
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		4	3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△0	170	4	174
当期末残高	2,220	1,408	17,867	△154	21,341

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	710	△14	323	△1	1,018	56	22,241
当期変動額							
剰余金の配当							△122
親会社株主に帰属する当期純利益							293
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	339	8	186	9	544	8	553
当期変動額合計	339	8	186	9	544	8	727
当期末残高	1,050	△5	510	8	1,562	65	22,969

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6 社

- ・株式会社 笹倉サービスセンター
- ・株式会社 ササクラ・エーアイ
- ・P. T. SASAKURA INDONESIA
- ・SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY
- ・台灣篠倉貿易股份有限公司
- ・上海ササクラ環保科技有限公司

(2) 非連結子会社の名称

- ・SASAKURA INTERNATIONAL (H. K.) CO., LTD.

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

- ・SASAKURA INTERNATIONAL (H. K.) CO., LTD.

(2) 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1. 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
2. その他有価証券
・市場価格のない株式等以外のもの
時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生じる債権及び債務

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

1. 仕掛品 個別法
2. 原材料 先入先出法
3. 貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定率法によっております。

ただし、当社および国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

1. 一般債権

貸倒実績率法によっております。

2. 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

④ 工事補償等引当金

販売済製品に対する無償修理費用と追加工事費用等の支出に備えるため、それぞれ過去の実績に基づき売上高に一定割合を乗じて計算した額のほか、個別見積りにより計上しております。

⑤ 受注損失引当金

受注製品の売上計上時の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注製品のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、連結会計年度末時点で当該損失額を合理的に見積ることができる受注製品について、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

子会社の役員（執行役員含む）の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく連結会計年度末未支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法については、主に発生連結会計年度で一括償却しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に、船舶用機器、陸上用機器、水処理装置、消音冷熱装置等の製造および販売を行っております。

① 製品の販売

製品の販売については、原則として顧客に製品を引き渡した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しております。具体的には、国内取引においては出荷時から製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合は、出荷時に収益を認識しております。また、輸出取引においては輸出の取引条件によりリスクが顧客に移転する時点で収益を認識しております。製品の販売に据付および試運転調整を伴う場合は、据付および試運転調整が完了した時点で収益を認識しております。

② 工事契約

一部の連結子会社における工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産および負債、収益および費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

為替予約 外貨建金銭債権債務

金利スワップ 借入金

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で、為替予約取引を行い通常の外貨建営業取引の実績を踏まえ、外貨建金銭債権債務および成約高の範囲内で行うこととしております。また、金融機関からの借入金について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

サウジアラビア向け海水淡水化プラントに係る売掛金に対する貸倒引当金 一百万円

受取手形、売掛金及び契約資産には、連結子会社であるSASAKURA MIDDLE EAST COMPANYが2019年3月期に売上計上したサウジアラビア向け海水淡水化プラントに係る売掛金3,558百万円が含まれております。当該売掛金の回収期間は工事検収後60カ月となっており、さらに、売掛金の回収期間中において、1カ月間の生産淡水量が基準値を下回る場合には、支払期限がその期間延期される旨の条件が付されております。

この条件が付されていることにより、将来において1カ月間の生産淡水量が基準値を下回った場合には、売掛金の回収期間は当初当社が想定した回収期間よりその期間延長されることとなるという潜在的なリスクが存在します。当該リスクに対し、回収可能性の判断に基づき入金可能な時期と金額を反映した将来キャッシュ・フローの見積りを行った上でこれを割り引き、貸倒引当金の計上要否を検討しております。

当連結会計年度においては、当該売掛金に係る貸倒引当金の計上は不要と判断しておりますが、今後の生産淡水量の状況変化などにより売掛金の回収期間が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

受取手形	1,154百万円
売掛金	5,614百万円
契約資産	417百万円

2. 担保資産

担保に供している資産（帳簿価額）	
(工場財団)	
建物及び構築物	521百万円
土地	501百万円
計	1,022百万円

上記資産には、根抵当権を設定しておりますが、対応する債務はありません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額

8,264百万円

4. 保証債務

下記の会社に係る金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

株式会社笹興	5,104百万円
--------	----------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 3,113,800株

2. 剰余金の配当に関する事項
配当金支払額等
2022年6月23日開催の第75期定時株主総会決議による配当に関する事項
- | | |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額 | 122百万円 |
| ・1株当たり配当額 | 40円 |
| ・基準日 | 2022年3月31日 |
| ・効力発生日 | 2022年6月24日 |

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金を主に自己資金で賄っており、余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。

営業債権である受取手形および売掛金は、各事業部門が取引先の状況を日常の営業活動のなかで常に把握分析し、与信管理表により取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、注意を要する取引先については、受注残等も考慮に入れて総債権額が与信限度額を超えないよう管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握して、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての預金や営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした通貨オプションや先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券および投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	402	398	△4
② その他有価証券	2,199	2,199	—
資産 計	2,601	2,597	△4
デリバティブ取引 (※)			
ヘッジ会計が適用されているもの	△5	△5	—
デリバティブ取引 計	△5	△5	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」については、

短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「有価証券および投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	12

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発的な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券および投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,199	—	—	2,199
資産計	2,199	—	—	2,199
デリバティブ取引				
通貨関連	—	5	—	5
負債計	—	5	—	5

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券および投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	398	—	398
資産計	—	398	—	398

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・有価証券および投資有価証券

上場株式および社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社グループが保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

・デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・売掛金

売掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	船舶用 機器事業	陸上用 機器事業	水処理 装置事業	消音冷熱 装置事業	計		
船舶用海水淡水化装置他	2,268	—	—	—	2,268	—	2,268
空冷式熱交換器他	—	2,491	—	—	2,491	—	2,491
蒸発濃縮装置他	—	—	2,997	—	2,997	—	2,997
陸上用海水淡水化装置他	—	—	616	—	616	—	616
騒音防止装置他	—	—	—	2,196	2,196	—	2,196
水冷媒放射空調システム他	—	—	—	204	204	—	204
顧客との契約から生じる収益	2,268	2,491	3,613	2,400	10,773	—	10,773
その他の収益	—	—	—	—	—	14	14
外部顧客への売上高	2,268	2,491	3,613	2,400	10,773	14	10,788

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、賃貸借事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	6,768
契約資産	417
契約負債	2,881

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであり、流動負債の「前受金」に含まれております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,153百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	7,406
1年超	7,563
合計	14,969

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 7,478円36銭
2. 1株当たり当期純利益 95円82銭

貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	18,965	流動負債	4,317
現金及び預金	9,427	支払手形	308
受取手形	817	買掛債	632
売掛金	3,396	未払法人税	28
仕掛品	3,933	未払法人用等金	360
原材料及び貯蔵品	350	未払法人金	69
前渡費用	17	前預金	134
前払費用	37	預貯金	1,839
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	897	預引金	33
その他の金	87	工事補償等引当金	181
貸倒引当金	△0	受注損失引当金	219
		その他	399
			108
固 定 資 産		固 定 負 債	
有形固定資産	7,713	リース債務	1,403
建物	2,895	一括賦課債務	63
構築物	1,066	繰延税金負債	257
機械及び装置	69	退職給付引当金	969
車両	178	長期未払金	107
工具、器具及び備品	0	資産除去債務	6
土地	1,491		
リース資産	68		
建設仮勘定	0		
		負 債 合 計	5,721
純 資 産 の 部			
株主資本	19,914		
資本	2,220		
資本	1,437		
資本	200		
資本	1,237		
資本	16,411		
資本	555		
資本	15,856		
資本	200		
資本	12,360		
資本	3,296		
自己株式	△154		
評価・換算差額等	1,044		
その他有価証券評価差額金	1,049		
繰延ヘッジ損益	△5		
		純 資 産 合 計	20,958
資 産 合 計	26,679	負 債 純 資 産 合 計	26,679

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	7,660
売 上 原 価	6,242
売 上 総 利 益	1,418
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,461
當 業 損 失 (△)	△43
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	42
受 取 配 当 金	196
為 替 差 益	186
そ の 他	22
當 業 外 費 用	448
支 払 利 息	18
經 常 利 益	386
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1
税 引 前 当 期 純 利 益	385
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	153
法 人 税 等 調 整 額	△24
当 期 純 利 益	128
	256

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
(2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剩余金		
		資本準備金	その他資本剩余金	資本剩余金合計
当期首残高	2,220	200	1,238	1,438
当期変動額				
剩余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	△0	△0
当期末残高	2,220	200	1,237	1,437

	株主資本				
	利益剩余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剩余金	利益剩余金合計		
当期首残高	555	200	12,360	3,162	16,277
当期変動額					
剩余金の配当			△122	△122	△122
当期純利益			256	256	256
自己株式の取得					△0
自己株式の処分				4	3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	—	133	133
当期末残高	555	200	12,360	3,296	16,411
				△154	19,914

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	710	△14	696	20,473
当期変動額				
剰余金の配当				△122
当期純利益				256
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	339	8	347	347
当期変動額合計	339	8	347	485
当期末残高	1,049	△5	1,044	20,958

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を当事業年度の損益に計上しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる債権及び債務の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

① 仕掛品 個別法

② 原材料 先入先出法

③ 貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

① 一般債権

貸倒実績率法によっております。

② 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

(4) 工事補償等引当金

販売済製品に対する無償修理費用と追加工事費用等の支出に備えるため、それぞれ過去の実績に基づき売上高に一定割合を乗じて計算した額のほか、個別見積りにより計上しております。

(5) 受注損失引当金

受注製品の売上計上時の損失に備えるため、当事業年度末における受注製品のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、事業年度末時点で当該損失額を合理的に見積ることができる受注製品について、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法については、発生事業年度で一括償却しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に、船舶用機器、陸上用機器、水処理装置、消音冷熱装置等の製造および販売を行っております。製品の販売については、原則として顧客に製品を引き渡した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しております。具体的には、国内取引においては出荷時から製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合は、出荷時に収益を認識しております。また、輸出取引においては輸出の取引条件によりリスクが顧客に移転する時点で収益を認識しております。製品の販売に据付および試運転調整を伴う場合は、据付および試運転調整が完了した時点で収益を認識しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建金銭債権債務
金利スワップ	借入金

(3) ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で、為替予約取引を行い通常の外貨建営業取引の実績を踏まえ、外貨建金銭債権債務および成約高の範囲内で行うこととしております。また、金融機関からの借入金について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を採用しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. サウジアラビア向け海水淡水化プラントに係る売掛金に対する貸倒引当金 一百万円

売掛金には、連結子会社であるSASAKURA MIDDLE EAST COMPANYが2019年3月期に売上計上したサウジアラビア向け海水淡水化プラント案件に関し、当社がSASAKURA MIDDLE EAST COMPANYに対し機器販売を行った取引に係る売掛金1,870百万円が含まれております。当該売掛金の回収は、同社のサウジアラビア向け海水淡水化プラントに係る売掛金の回収に応じて行われます。当該案件に係るSASAKURA MIDDLE EAST COMPANYの売掛金の回収期間は工事検収後60カ月となっており、さらに、売掛金の回収期間中において、1カ月間の生産淡水量が基準値を下回る場合には、支払期限がその期間延期される旨の条件が付されております。

この条件が付されていることにより、将来において1カ月間の生産淡水量が基準値を下回った場合には、売掛金の回収期間は当初当社が想定した回収期間よりその期間延長されることとなるという潜在的なリスクが存在します。当該リスクに対し、回収可能性の判断に基づき入金可能な時期と金額を反映した将来キャッシュ・フローの見積りを行った上でこれを割り引き、貸倒引当金の計上を要否を検討しております。

当事業年度においては、当該売掛金に係る貸倒引当金の計上は不要と判断しておりますが、今後の生産淡水量の状況変化などにより売掛金の回収期間が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 関係会社株式 2,085百万円

(うち、SASAKURA MIDDLE EAST COMPANYに対するもの 73百万円)

関係会社長期貸付金（1年内回収予定を含む） 1,297百万円

(うち、SASAKURA MIDDLE EAST COMPANYに対するもの 897百万円)

関係会社株式については、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、評価損を計上します。また、関係会社長期貸付金については、関係会社の財務内容により個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額に対して貸倒引当金を計上します。

当社の連結子会社であるSASAKURA MIDDLE EAST COMPANYに対する関係会社長期貸付金に係る貸倒引当金は計上しておりません。今後の同社の財政状態の変動によっては、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式評価損を追加計上する可能性や、関係会社長期貸付金に係る貸倒引当金を計上する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産（帳簿価額）

(工場財団)

建物及び構築物	521百万円
土地	501百万円
計	1,022百万円

上記資産には、根抵当権を設定しておりますが、対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,780百万円

3. 保証債務

下記の会社に係る金融機関からの与信枠および借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

P. T. SASAKURA INDONESIA	8百万円
SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY	365百万円
株式会社笹興	5,104百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	2,952百万円
短期金銭債務	89百万円
長期金銭債権	400百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	700百万円
仕入高	833百万円
販売費及び一般管理費	26百万円
営業取引以外の取引高	192百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	51,079株
------	---------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

未払社会保険料	9百万円
未払事業税	9百万円
未払事業所税	1百万円
賞与引当金	56百万円
工事補償等引当金	67百万円
受注損失引当金	112百万円
売上原価否認	91百万円
退職給付引当金	300百万円
長期未払金	33百万円
貸倒引当金	6百万円
関係会社株式評価損	487百万円
その他の有価証券評価損	40百万円
その他	18百万円
評価性引当額	△1,052百万円
繰延税金資産の合計	<u>182百万円</u>

(2) 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△438百万円
資産除去債務	△1百万円
繰延税金負債の合計	△439百万円
繰延税金負債の純額	△257百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社

- ・種類
- ・会社等の名称
- ・資本金または出資金
- ・事業の内容

- ・議決権等の所有（被所有）割合
- ・関連当事者との関係

- ・取引の内容
- ・取引金額
- ・長期貸付金
- ・取引の内容
- ・取引金額
- ・未収利息
- ・取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・種類
- ・会社等の名称
- ・資本金または出資金
- ・事業の内容

- ・議決権等の所有（被所有）割合
- ・関連当事者との関係
- ・取引の内容
- ・取引金額
- ・売掛金
- ・取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・取引の内容
- ・取引金額
- ・一年内返済予定関係会社長期貸付金

子会社

P. T. SASAKURA INDONESIA

62,937百万インドネシアルピア

当社船舶用機器および水処理装置のうち海水淡化化プラントの一部製品の販売代理ならびに当社船舶用機器、陸上用機器および水処理装置の一部製品の外注加工を委託

所有 直接93.3%

当社の販売先および外注加工先

役員の兼任

資金の貸付

一千万円

400百万円（期末残高）

利息の受取

7百万円

一千万円（期末残高）

市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

子会社

SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY

2百万サウジアラビアリアル

陸上用海水淡化化装置の販売とメンテナンスサービス業務および既設陸上用海水淡化化装置のリハビリ（機能回復・延命）工事

所有 直接100.0%

当社の販売先

役員の兼任

当社製品の販売

17百万円

1,882百万円（期末残高）

価格その他の取引条件は市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。

資金の貸付

一千万円

897百万円（期末残高）

・取引の内容	利息の受取
・取引金額	34百万円
・未収利息	0百万円（期末残高）
・取引条件及び取引条件の決定方針等	市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
・取引の内容	債務保証
・取引金額	365百万円
・取引条件及び取引条件の決定方針等	金融機関からの与信枠に対して保証したものです。なお、保証料は受領しておりません。

親会社

・種類	親会社
・会社等の名称	株式会社笹興
・資本金または出資金	10百万円
・事業の内容	損害保険代理店業務
・議決権等の所有（被所有）割合	被所有 100.0%
・関連当事者との関係	当社の一部の損害保険契約等の代理店業務
・取引の内容	役員の兼任
・取引金額	債務保証
・取引条件及び取引条件の決定方針等	5,104百万円
・取引の内容	金融機関からの借入金に対して保証したものです。なお、保証料は受領しておりません。
・取引金額	損害保険契約の支払
・長期前払費用	15百万円
・前払費用	9百万円
・取引条件及び取引条件の決定方針等	6百万円

親会社

・種類	親会社
・会社等の名称	株式会社笹興
・資本金または出資金	10百万円
・事業の内容	損害保険代理店業務
・議決権等の所有（被所有）割合	被所有 100.0%
・関連当事者との関係	当社の一部の損害保険契約等の代理店業務
・取引の内容	役員の兼任
・取引金額	債務保証
・取引条件及び取引条件の決定方針等	5,104百万円
・取引の内容	金融機関からの借入金に対して保証したものです。なお、保証料は受領しておりません。
・取引金額	損害保険契約の支払
・長期前払費用	15百万円
・前払費用	9百万円
・取引条件及び取引条件の決定方針等	6百万円

収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	6,843円08銭
2. 1株当たり当期純利益	83円70銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社ササクラ

取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 池 上 由 香
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 森 崇
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ササクラの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ササクラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象はその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社ササクラ

取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 池 上 由 香
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 森 崇
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ササクラの2022年4月1日から2023年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

株式会社ササクラ	監査役会
常勤監査役	宮 下 博 之 
社外監査役	川 村 真 文 
社外監査役	山 田 和 民 

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

2023年2月7日付け、当社株式が株式会社東京証券取引所における株式上場廃止となつたことにともない、次のとおり当社定款を変更するものであります。

変更案第12条は、当社株式について譲渡制限の規定を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
【新 設】	(譲渡制限) 第12条 <u>当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を必要とする。</u>
(株主総会の招集) 第12条 【条文省略】 第13条～第46条 【条文省略】	(株主総会の招集) 第13条 【現行どおり】 第14条～第47条 【現行どおり】

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

当社取締役会の技術・品質分野に係る意思決定機能の強化を図るため、新任取締役候補者1名を含む取締役6名の選任をお願いしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	ささ くら とし ひこ 笠倉 敏彦 (1954年3月14日生)	<p>1979年6月 当社入社 1985年5月 当社取締役 1987年6月 当社専務取締役 1995年6月 当社代表取締役副社長 1997年6月 当社代表取締役社長 2023年4月 当社代表取締役会長（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 株式会社笹興 代表取締役社長 SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY 取締役会長 台湾篠倉貿易股份有限公司 董事長兼会長 上海ササクラ環保科技有限公司 董事兼副会長 株式会社エスケイホールディングス 代表取締役社長</p>
2	ささ くら しんたろう 笠倉 慎太郎 (1978年8月1日生)	<p>2002年1月 当社入社 2013年6月 当社取締役総務部長 2015年4月 当社取締役総務部管掌 2015年6月 当社専務取締役総務部管掌兼機器事業部管掌 2019年6月 当社代表取締役副社長 2023年4月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 株式会社笹倉サービスセンター 取締役 株式会社ササクラ・エーイー 取締役 P.T. SASAKURA INDONESIA 監査役 台湾篠倉貿易股份有限公司 監事 上海ササクラ環保科技有限公司 監事 株式会社エスケイホールディングス 取締役</p>

【取締役候補者とした理由】

当社および海外グループ会社で長年にわたりて経営に携わり、1997年6月から2023年3月まで当社社長として業務を執行しており、経営者として豊富な経験と実績を有しています。引き続き、当社取締役会の構成員として、その豊富な経験と実績を活かすことにより取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、取締役候補者としました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	しお 塩 見 裕 (1957年3月1日生)	<p>1981年4月 当社入社 2013年6月 当社取締役機器事業部長 2017年4月 当社常務取締役機器事業部管掌 2017年11月 当社常務取締役機器事業部管掌兼東京支社長 2019年6月 当社常務取締役研究開発部管掌兼東京支社長 2022年4月 当社常務取締役研究開発部管掌（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社笹倉サービスセンター 取締役 P.T. SASAKURA INDONESIA 取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社船舶用機器、陸上用機器ならびに蒸発濃縮装置の技術者として豊富な経験と実績を有しています。加えて機器事業部長、東京支社長、研究開発部管掌など経営管理者としての実績も豊富であり、当社取締役会において技術・研究分野に係る意思決定機能の推進を図ることが期待されるため、取締役候補者としました。</p>
4	※ 河 本 真 作 (1961年11月15日生)	<p>1984年4月 当社入社 2011年7月 当社音環境事業部長 2016年4月 当社機器事業部部長代行兼船用技術室長 2019年6月 当社執行役員品質保証部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社騒音防止機器、船舶用機器などの技術者として豊富な経験と実績を有しています。加えて、音環境事業部長、機器事業部部長代行、執行役員品質保証部長など経営管理者として重要なポストを歴任しております。当社取締役会において技術・品質分野に係る意思決定機能の強化を図ることが期待されるため、取締役候補者としました。</p>
5	藤 澤 武 史 (1958年3月23日生) 社外取締役候補者	<p>1985年4月 広島経済大学経済学部経営学科専任講師 1988年4月 関西学院大学商学部専任講師 2001年4月 関西学院大学商学部教授（現任） 2002年3月 関西学院大学大学院商学研究科 博士号取得 2015年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 関西学院大学商学部教授</p> <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 関西学院大学商学部教授ならびに商学博士として、マーケティング分野における専門的な知識と豊富な経験を有しています。そのような学術的見地と独立した立場から、当社取締役会をはじめとする重要会議において提言を行い、議論の質の向上に努め、適正な意思決定や監督機能等の役割を果たせることを期待しています。また、これまでの取締役会等における専門的見地による適切な提言等の実績から、社外取締役として職務を適切に遂行することができると判断し、社外取締役候補者としました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
6	<p>み やけ たか のり 三 宅 孝 典 (1956年8月11日生)</p> <p>社外取締役候補者</p>	<p>1984年4月 東洋曹達工業株式会社（現、東ソー株式会社）入社 2002年4月 関西大学工学部教授 2007年4月 関西大学環境都市工学部教授（改組）（現任） 2019年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 関西大学環境都市工学部教授</p>

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

関西大学環境都市工学部教授ならびに工学博士として、また一般企業の研究員として勤務した経験から、技術的分野における専門的知識と豊富な経験を有しています。そのような学術的見地と独立した立場から、当社取締役会をはじめとする重要会議において提言を行い、議論の質の向上に努め、適正な意思決定や監督機能等の役割を期待しています。また、これまでの取締役会等における専門的見地による適切な提言等の実績から、社外取締役として職務を適切に遂行することができると判断し、社外取締役候補者としました。

- （注）1. ※印は新任取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 笹倉敏彦と笹倉慎太郎は、現在当社の親会社である株式会社笹興の業務執行者であり、過去10年間においても同社の業務執行者であります。なお、笹倉敏彦と笹倉慎太郎の同社における現在および過去10年間の地位および担当については、上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
 4. 藤澤武史と三宅孝典は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はございませんが、上記【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。また、当社は両名を東京証券取引所の定めに準じた独立役員として指定しております。両名が原案どおりに選任され就任した場合、当社は引き続き両名を独立役員として指定する予定であります。
 5. 藤澤武史と三宅孝典の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって藤澤武史が8年、三宅孝典が4年となります。
 6. 当社は定款の定めに基づき、藤澤武史と三宅孝典との間に、それぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を個別に締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金1百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。両名が原案どおりに選任され就任した場合、当社は両名との間で、個別に上記責任限定契約を継続する予定であります。
 7. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が業務執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意または重大過失に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。各候補者が原案どおりに選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、任期途中（2024年6月）に当該保険契約を更新する予定であります。
 8. 各取締役候補者が所有する当社株式の数は、親会社である株式会社笹興が当社自己株式数を除く発行済株式数の持株比率100%を所有しているためございません。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役宮下博之氏ならびに山田和民氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたく存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況
1	みや し た ひ ろ ゆ き 宮 下 博 之 (1952年12月25日生)	1975年4月 当社入社 2004年6月 P.T. SASAKURA INDONESIA取締役社長 2010年4月 当社品質保証部長 2015年6月 当社監査役（現任）
【監査役候補者とした理由】		
長年にわたり品質保証部で当社製品の品質維持・向上に努めてきました。また、当社インドネシアの子会社にて取締役社長を経験するなど経営者としての経験も有しています。これらの経験や実績に加え、当社監査役として十分な知見等を有していることから、監査役候補者としました。		
2	やま だ かず たみ 山 田 和 民 (1955年3月4日生) 社外監査役候補者	1989年3月 公認会計士登録 1991年7月 山田和民公認会計士事務所設立(代表者)（現任） 1996年8月 税理士登録 1996年8月 山田和民税理士事務所設立(代表者)（現任） 2011年6月 当社社外監査役（現任） 【重要な兼職の状況】 和健工業株式会社 代表取締役社長
【社外監査役候補者とした理由】		
会社経営者であり、公認会計士ならびに税理士として、財務および会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しております。経営者の経験と専門的見地から独立した立場で当社の監査に活かしていただくために、社外監査役候補者としました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 山田和民氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 山田和民氏は、上記【社外監査役候補者とした理由】により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに準じた独立役員として指定し、同氏が原案どおりに選任され就任した場合、当社は引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。
 4. 山田和民氏の当社監査役在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
 5. 当社は定款の定めに基づき、宮下博之氏および山田和民氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金1百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。両氏が原案どおりに選任され就任した場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が業務執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。各候補者が原案どおりに選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、任期途中（2024年6月）に当該保険契約を更新する予定であります。

7. 各監査役候補者が所有する当社株式の数は、親会社である株式会社笹興が当社自己株式数を除く発行済株式数の持株比率100%を所有しているためございません。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市西淀川区竹島四丁目 7 番32号

株式会社ササクラ 本社 7階 役員会議室

代表電話 (06) 6473-2131



交通：JR東西線「加島駅」下車、竹島東口 3イ出入口から徒歩約5分。

・JR新大阪駅・大阪駅からはJR東海道本線神戸方面行き乗車、「尼崎駅」で乗換え

【ご注意】

昨年と株主総会会場が異なっておりますので、お間違えのないよう
ご注意ください

(株)ササクラ本社入口



JR東西線「加島駅」
(竹島東口 3イ出入口)



竹島公園



環境にやさしく……植物油インキを使用しております。

(矢印方向に曲がってください。)